



第120号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和33年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表3-6の項中「第52条第7項、第8項又は第11項」を「第52条第9項、第10項又は第13項」に改め、同表3-9の項中「第54条の2第1項第2号」を「第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）」に改め、「敷地面積の」の下に「制限の適用除外に係る」を加え、同表4-6の項の次に次のように加える。

4-6の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円申請のとき
--	---	-------	-----------

別表4-7の項中「に基づく建築物の容積率」の下に「、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さ」を加え、「地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率」を「再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さ」に改め、同表4-8の項中「容積率に関する特例又は同条第5項の規定に基づく建築物の」を削り、「認定の申請」を「許可の申請」に、「地区計画の区域に

おける前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は」を「再開発等促進区等内における」に、「認定申請手数料」を「許可申請手数料」に、「2万7千円」を「16万円」に、「認定申請の」を「許可申請の」に改め、同表49の項中「、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さ」を削り、「住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の容積率、建ぺい率又は建築物の高さ」を「建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率」に改め、同表50の項中「第68条の4第4項」を「第68条の5の2第2項」に、「高さの許可の」を「高さに関する制限の適用除外に係る許可の」に、「住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの」を「高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表51の項中「第68条の5第1項」を「第68条の5の4第1項」に改め、「に基づく建築物の容積率」の下に「又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さ」を加え、「再開発地区計画の区域における建築物の容積率」を「区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さ」に改め、同表52の項中「第68条の5第2項」を「第68条の5の5第1項」に、「各部分の高さの許可の」を「建ぺい率の特例の認定の」に、「再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可」を「地区計画等の区域内における建ぺい率の特例認定」に、「16万円」を「2万7千円」に、「許可申請の」を「認定申請の」に改め、同表56の項中「前提とした総合的設計による」を「前提として総合的見地から設計した」に改め、同項の次に次のように加える。

56の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく複数の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	総合的設計に一棟の建築物の数が2である場合にあっては23万8千円、建築物の数が3以上である場合は23万8千円に2を超える建築物の数に2万8千円を乗じて得た額を加算した額	許可申請のとては23万8千円に2を超える建築物の数に2万8千円を乗じて得た額を加算した額
56の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を申請除外。以下のとては同じ。この項において同じ。の数が1である場合には23万8千円、建築物の数が2以上である場合には23万8千円に1を超える建築物の数に2万8千円を乗じて得た額を加算した額

別表57の項中「敷地内建築物」を「敷地内認定建築物」に改め、同項の次に次のように加える。

同一敷地内建築物の建築に係る特例の許可申請手続	可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請手続	同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては23万8千円、建築物の数が2以上である場合にあつては23万8千円に1を超える建築物の数に2万8千円を乗じて得た額を加算した額
-------------------------	----------------------------	---

別表58の項目中「認定」を「認定又は許可」に改め、同表60の項目中「第31条の2第2項第10号ハ」を「第31条の2第2項第11号ハ」に、「第62条の3第4項第10号ハ」を「第62条の3第4項第11号ハ」に改め、同表61の項目中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」に、「第62条の3第4項第11号二」を「第62条の3第4項第12号二」に改める。

付 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、別表に46の2の項を加える改正規定並びに同表第60の項目及び第61の项目的改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法及び租税特別措置法の改正に伴い、規

定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第121号議案

足立区住宅基本条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区住宅基本条例の一部を改正する条例
足立区住宅基本条例(平成6年足立区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住宅・都市整備公団法の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第122号議案

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例
足立区住宅改良助成条例(平成元年足立区条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「金融機関から住宅改良資金を借り入れて」を削り、「良好なまちづくり」を「安全で快適な居住環境の確保」に改める。

第2条第4号中「、外壁、屋上、給排水管等」を削り、同条第5号及び第6号を次のように改める。